

市民参加プロセス計画書：特定個人情報保護評価の再実施

Q・そもそも、なぜこの計画又は事業が必要なのか？計画策定又は事業推進により解決したい課題は何か？

特定個人情報保護評価に関する規則（平成26年特定個人情報保護委員会規則第1号）及び特定個人情報保護評価指針（平成26年特定個人情報保護委員会告示第4号）に基づき、特定個人情報保護評価書を公表した日から5年を経過する前もしくは特定個人情報ファイルの取扱いに重要な変更を加えようとする場合等に、再び特定個人情報保護評価を実施する必要があります。
令和7年度に自治体システムの標準化に伴う変更等、多くの評価書で重要な変更があることから、今年度に再実施を行います。

	実施時期（年月）	具体的な市民参加手法・実施場所・実施回数など	対象者（対象とした理由）	・提供する情報 ・聴取したい情報	目的（何についてどこまで合意形成したいか）
検討段階					
構想段階	個人情報保護委員会の「特定個人情報保護評価指針」に基づいて特定個人情報保護評価の再実施を行うため、検討段階及び構想段階における市民参加の余地はありません。そのため、評価の再実施を行った評価書について検討する計画段階から市民参加を実践することとします。				
計画段階	令和6年11月	パブリックコメント	全市民（パブリックコメントは誰からの意見も受け付けるため）	・特定個人情報保護評価書（案） ・特定個人情報保護評価書（案）に対する意見	特定個人情報保護評価書（案）の内容に対する合意を得る。
	令和7年1月	第三者点検	岡崎市情報公開・個人情報保護審査会委員（特定個人情報保護評価に関する規則により、職員以外の者で個人情報の保護に関する学識経験のある者等に意見を聴くものとされているため）	・特定個人情報保護評価書（案） ・特定個人情報保護評価書（案）に対する意見	特定個人情報保護評価書（案）の内容に対する合意を得る。
実施・運用段階					
第三者点検後、特定個人情報保護評価書を個人情報保護委員会へ提出し公表します。公開は令和7年1月末を予定しています。評価書は岡崎市のホームページでも公開いたします。					